

一般社団法人福島県消防設備協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県消防設備協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市下鳥渡字新町35番1に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、住民及び防火対象物の関係者に火災予防思想の普及・啓発を行うとともに、消防設備士・消防設備点検資格者及び防火管理者その他消防設備関係の業務に携わる者等の資質の向上、並びに消防用設備等の設置及び維持管理の適正かつ円滑な推進を図ることによって、住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及・啓発に関すること。
- (2) 消防設備士・消防設備点検資格者及び防火管理者の講習の受託に関すること。
- (3) 消防設備士等の資質の向上のための研修に関すること。
- (4) 消防設備等についての情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 消防用設備等の設置及び維持管理の適正化の推進に関すること。
- (6) 消防関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号の事業に付帯する事業。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する団体又は個人であつて、次条の規定により会員となつた者をもって構成する。

(1) 正会員

防火・防災に関する普及、啓発並びに消防用設備等の適正な配置及び維持管理を推進することを目的として県内の消防本部の区域ごとに設置された、消防設備士及び消防設備点検資格者をもって組織する協会又はこれに準ずる団体

(2) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同して入会し、事業を援助するもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出すことにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当の理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、除名を行う会員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に支払った会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 会員総会

(種 別)

第12条 会員総会は通常会員総会と臨時会員総会とする。

(構 成)

第13条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 通常会員総会は、毎年5月に開催する。

- 2 臨時会員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた場合。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会員総会の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があった場合。

(招 集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の請求があった日から30日以内に臨時会員総会を開催しなければならない。
- 3 会員総会を招集するには、正会員に対し、開会の日を2週間前までに、書面をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議 長)

第17条 会員総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(議 決 権)

第18条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期借入金の借入
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由により会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該書面表決及び表決の委任者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した理事2名が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上6名以内
- (3) 常務理事 1名以内
- (4) 理事 (会長、副会長及び常務理事を含む。) 12名以上20名以内
- (5) 監事 3名

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 特定の理事とその親族その他の特別の関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(役員職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、日常の事務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の事業執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを会員総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し又はこれらを招集すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の満了すべき時までとする。

また、補欠により選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、再任されることができる。
- 4 理事又は監事は第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、会員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により理事及び監事を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事及び監事」と、「除名」とあ

るのは「解任」と読み替えるものとする。

(報 酬 等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会員総会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構 成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 会員総会に付議すべき事項
- (3) その他会員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 監事から第24条第5項第4号の規定に基づいて開催の請求があった場合
- (3) 監事が第24条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合

(招 集)

第31条 理事会は、前条第1項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の場合には請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、開会の日の5日前までに、書面をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。
ただし、会長が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第33条 理事会においては理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって行う。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第37条 資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により定める。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

- 2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、会員総会の決議を経なければならない。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第43条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

顧問は2名以内及び参与は12名以内とする。

- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について相談に応じ、助言する。
- 4 参与は、理事会の諮問に応じて調査研究する。
- 5 顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、職員は会長が任免する。
- 4 事務局長、職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て定める。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第45条 この法人は、運営の重要事項及び専門的事項の企画・推進等について審議する機関として必要に応じ委員会を設けることができる。委員会において審議決定した事項は速やかに理事会に答申しなければならない。

- 2 委員会に関し必要な事項は、委員会規程において定める。
- 3 委員会規程は、会長が理事会の決議を経て定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、会員総会の決議によって変更をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(解散に伴う贈与)

第48条 この法人が解散した場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該解散した日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産等の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福島県において発行する福島民報新聞に掲載する方法による。

第13章 補 則

(実施細則)

第51条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は若松 信一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民間法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは第38条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。